

## 「道徳教育計画訪問」実施要項

### 1 第15期の道徳教育徹底指導事業「道徳教育計画訪問」の趣旨

温かい人間関係を育む学級経営の中で、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的・発展的な道徳教育を推進するとともに、主体的に生き方についての考えを深める「特別の教科 道徳」の授業の充実を図るため、道徳教育計画訪問を実施する。

### 2 「道徳教育計画訪問」の重点

道徳教育の目標、重点内容項目及び育てたい資質・能力を中学校区で共有する。

- ・義務教育9年間の成長を見通した意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進
- ・道徳科を要とした道徳教育の充実

### 3 訪問の内容（令和6年度は、第15期の2／3年次）

#### （1）学校

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 推進体制の整備</li><li>○ 指導計画の整備</li><li>・全体計画</li><li>・「特別の教科 道徳」の年間指導計画等（※教科用図書の活用）</li></ul>
意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・中学校区における育てたい資質・能力の共有</li><li>・温かい人間関係を基盤とした学級経営の充実</li><li>・他の教育活動との関連を図りながら学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進</li></ul>
「特別の教科 道徳」の授業の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ねらいの明確化</li><li>・話合いの工夫</li><li>・生き方についての考えを深める多様な指導方法の工夫</li><li>・評価の工夫</li></ul>

#### （2）市町教育委員会

- ・市町教育委員会の道徳教育推進施策の充実（3年間の推進計画）
- ・道徳教育推進施策の具現状況の把握と方向性の検討

### 4 訪問の方法

- ・岐阜教育事務所の指導主事が、3か年計画で、岐阜地区管内の全ての中学校区を訪問する。義務教育学校は3か年に1回の訪問とする。

## 5 訪問の日程

### (1) 共通事項

- ・訪問日は、岐阜教育事務所の計画に沿って、市町教育委員会と協議の上、調整し決定する。
- ・訪問の日程は、午後半日を基本とし、次の内容を入れることを原則とする。

道徳教育推進教師との懇談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の会のもち方について</li> <li>・授業研究会の視点、協議会の項目、本日までの経緯の概要について</li> </ul>
特別公開授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点とする内容項目の具現に関連の深い「特別の教科 道徳」の授業の公開</li> </ul>
授業研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業研究</li> <li>・岐阜教育事務所からの指導・助言</li> </ul>
9年間を見通した道徳教育についての協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区や学校における重点とする内容項目、道徳教育の推進状況、推進体制、指導計画等について</li> <li>・中学校区や学校における「特別の教科 道徳」の在り方について</li> <li>・岐阜教育事務所からの指導・助言</li> </ul>

### (2) 日程例

Aタイプ	Bタイプ
<b>懇談及び協議会（50分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該中学校区の管理職 各校1名</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>	<b>懇談（10分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>
<b>特別公開授業</b>	
<b>授業研究会（50分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場校の校長、教員等</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>	<b>協議会（40分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該中学校区の管理職 各校1名</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>
	<b>授業研究会（50分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場校の校長、教員等</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>

- ※ 上記以外の参加者は、当該中学校区の判断により決定する。（授業研究会に当該中学校区の校長、教員等が参加することも可能。）
- ※ Bタイプにおいて、協議会と授業研究会の日程を入れ替えてもよい。
- ※ 懇談及び協議会の進行は、岐阜教育事務所の指導主事が行う。
- ※ 開始時刻や協議会の時間等は、当該中学校区の判断により決定する。（上記の時間を目安とする。）

## 6 事前提出物（会場校のみ）

- ・会場校は、次の①～④を市町教育委員会へ3部提出する。
- ・市町教育委員会は、各市町における「道徳教育推進計画」等を別添の上（綴じ込まなくてよい）、1週間前までに岐阜教育事務所へ2部提出する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 道徳教育の全体計画</li><li>② 「特別の教科 道徳」の年間指導計画等 ※特別支援学級を含む全学年分<ul style="list-style-type: none"><li>・新たに追加された内容項目を含め、学習指導要領に示された内容項目で作成されたもの</li><li>・別葉など、「特別の教科 道徳」と他の教育活動との関連が分かるもの</li></ul></li><li>③ 特別公開授業の学習指導案<ul style="list-style-type: none"><li>・主題構成表、本時の展開、「特別の教科 道徳」の授業と他の教育活動との関連を位置付けたもの</li></ul></li><li>④ 協議会資料（別紙様式）「道徳教育計画訪問」協議会内容<ul style="list-style-type: none"><li>・（別紙様式）に、当該中学校区の各学校が記入し、会場校が取りまとめたもの</li></ul></li></ul> |
|--|

## 7 当日提出物

- ・会場校以外の学校は、「6 事前提出物」にある①②を、協議会の参加人数分+1部持参する。
- ・会場校は、「6 事前提出物」の①～④を、協議会の参加人数分（市町教育委員会担当者、岐阜教育事務所担当者分を除く）準備し、配付する。

## 8 協議会について

- ・次の①～⑥より、当該中学校区で、協議したい項目を選択する。
- ・協議会では、特別公開授業の授業研究に偏ることなく、9年間を見通した、中学校区や学校における道徳教育、要としての「特別の教科 道徳」について協議する。その際、「岐阜教育事務所【ぎふ いのちの教育】の二本柱『命の尊厳』『生き方を考える』」の視点から協議する。

『命の尊厳』及び『生き方を考える』を視点として、以下のうちいずれか1点について協議する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 各学校の児童生徒の道徳性と、義務教育9年間で目指す児童生徒の姿</li><li>② 中学校区や各学校の道徳教育の目標と重点とする教育活動</li><li>③ 「特別の教科 道徳」と他の教育活動との関連</li><li>④ 年間指導計画、別葉等の活用の仕方</li><li>⑤ 「考え、議論する道徳」に向けた「特別の教科 道徳」の指導の工夫</li><li>⑥ 「特別の教科 道徳」の評価の仕方</li></ul> |
|--|